



記者発表資料
令和4年10月3日
経済商工観光部
観光プロモーション推進室
担当者：柴田・鈴木
電話：022-211-2895
kanpro1@pref.miyagi.lg.jp

みやぎ宿泊割キャンペーン（全国旅行支援）を 10月11日（火）から開始します！

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んだ宮城県内の観光・宿泊需要の早期回復を図るため、10月10日まで実施する『泊まって応援！宿泊割引&クーポン付きプラン』の内容を一部変更し、対象旅行者を日本国内へ拡大して実施します。

1 対象期間^{※1}

■予約開始日

令和4年10月11日（火）

■宿泊商品^{※2}・宿泊を伴う旅行商品^{※2}

令和4年10月11日（火）から令和4年12月20日（火）宿泊分まで

（※令和4年12月21日（水）チェックアウト分まで）

■日帰り旅行商品^{※2}

令和4年10月11日（火）から令和4年12月20日（火）旅行分まで

※1 新型コロナウイルスの感染状況に応じて事業を停止することがあります。また、対象期間中であっても予算が無くなり次第終了となります。

※2 当キャンペーンへの参加事業者が販売する商品に限ります。事業者が販売する全ての商品が対象となるわけではありません。

2 補助内容等

■販売補助

宿泊・旅行商品代金の40%を補助。ただし、上限を超える場合は上限額までの補助。

上限額：交通付旅行商品 8,000円（1泊当たり）／左記以外 5,000円

（鉄道、バス、タクシー・ハイヤー、航空、フェリーなど）

連泊：ひとつの旅程において7泊分までが補助対象

■地域限定クーポン

・県内加盟店で使用可能な地域限定クーポン（額面1,000円）を対象旅行者へ配布

・配布枚数^{※3}：平日3枚／休日1枚

※3 宿泊旅行については、宿泊日とその翌日がともに休日（土・日・祝）の場合にはその宿泊は休日として扱い、それ以外を平日として扱います。

3 予約方法

特設サイト（10月3日（月）午後3時以降開設予定）でキャンペーンへの参加事業者を確認し、参加事業者が販売する対象商品をご予約ください。

特設サイト



4 ワクチンの接種要件

①又は②	宮城県内在住者	宮城県外在住者
①	ワクチンを <u>2回</u> 接種（2回目接種日から14日以上経過）済みであること	ワクチンを <u>3回</u> 接種済みであること
②	PCR検査等（検体採取日より3日以内）・抗原定性検査（検査日より1日以内）の結果が陰性であること	

5 その他

- ・ 他の割引事業との併用も可能です。
ただし、他の割引を全て適用した後の商品代金が、補助の対象金額となります。
- ・ 当キャンペーンは、宮城県への旅行・宿泊に対して適用となるものです。他都道府県への旅行については、旅行先の都道府県の制度が適用となりますので、詳しくは各都道府県へお問い合わせください。
- ・ 新型コロナウイルスの感染状況により、各都道府県で実施される全国旅行支援が停止される場合がありますので、ご旅行の際には事前に確認をお願いします。

6 お問い合わせ

- ・ お客様専用コールセンターを設置しています。
平日 10 時～17 時
TEL：050-3358-4368

参考

令和4年10月10日宿泊分まで実施している『泊まって応援！宿泊割引&クーポン付きプラン』からの主な変更点は以下のとおりです。

	旧みやぎ宿泊割キャンペーン (県民割事業)	新みやぎ宿泊割キャンペーン (全国旅行支援)
名 称	みやぎ宿泊割キャンペーン	みやぎ宿泊割キャンペーン
対 象 期 間	販売利用期間 R3.10.15～R4.10.10宿泊分まで	R4.10.11～R4.12.20宿泊分まで
対 象 事 業 者	宮城県内の宿泊施設、 北海道・東北ブロックの旅行会社、OTA(※宿泊施設経由)	宮城県内の宿泊施設、 全国 の旅行会社、OTA
対 象 旅 行 者	北海道・東北ブロック在住者 (宮城県在住者のみから順次拡大)	日本国内 の居住者
対 象 経 費	宿泊商品	宿泊商品、 日帰り旅行商品、交通付旅行商品
補 助 率 等	宿泊商品代金の 50% ※上限額：5,000円/泊 ※1旅行連泊：1人あたり上限10,000円	宿泊商品代金・旅行商品代金の 40% 補助上限額 ・交通付旅行商品： 8,000円/泊 ・上記以外： 5,000円 ※ ひとつの旅程において7泊分までが補助対象 ※ 商品代金に下限を設定 平日 5,000円/人泊 休日 2,000円/人泊
地 域 限 定 ク ー ポ ン	配布枚数：1人泊当たりの割引額で計算 (宿泊割引 5,000円：2枚/5,000円未満：1枚) 配布方法：宿泊業者又は旅行業者が配布	配布枚数：平日 3枚/休日 1枚 配布方法： 宿泊事業者が配布 ※日帰り旅行については旅行事業者
他 自 治 体 割 引 制 度 と の 併 用	不可	可